

静岡県告示第82号

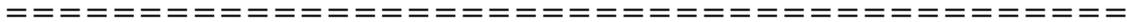
道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年2月4日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士川身延線	富士市南松野字丸崎2194番の3から	前	22.5~30.9	34.7
		富士市南松野字丸崎2185番の2地先まで	後	21.6~26.7	34.7



静岡県告示第83号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年2月4日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	吉田大東線	島田市船木字向山3758番の9から	前	16.2~20.0	54.9
		島田市船木字向山3753番の1まで	後	18.4~40.0	54.9